

平成24年4月27日

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の成立にあたって

一般社団法人 全国信用組合中央協会  
会長 中津川 正裕

本日、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正法」）が成立いたしました。

信用組合業界では、これまで郵政改革について、実質的に政府の関与が続くうち銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は『民業の補完』に徹するべきであると主張してまいりました。

改正法では、ゆうちょ銀行の新規業務規制について、株式の1/2以上処分後に一定の義務を課した届出制へ移行するとされましたが、移行後は、他の金融機関等との間の適正な競争関係への配慮義務等の規定が遵守されることはもとより、政府及び郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能するよう、制度の適切な運用に努めることが必要と考えます。加えて、郵政民営化委員会に関しては、付帯決議に盛り込まれておりますが、委員には真に公平・中立な第三者を選任すべきであり、新規業務規制に関しては、郵政民営化委員会の厳格かつ十分な事前の検証が行われることが重要であると考えます。

また、預入限度額に関しても、「当面は引上げない」ことが付帯決議に盛り込まれておりますが、将来の引上げについての懸念は払拭されておられません。政府出資が残る段階でのゆうちょ銀行は、官業と見做さざるを得ず、実質的な政府の関与が続く限りにおいては、預入限度額は維持されるべきと考えます。

改正法及び衆参両院における法案審議や付帯決議において、政府の関与が残る間は、適正な競争条件が確保されないまま民間金融機関の業務・経営を圧迫することのないよう、制度の適切な運用に努めることが確認されたものと理解しておりますが、今後とも地域金融ひいては地域経済に無用の混乱をきたすことのないよう、適切な対応が図られることを強く要望します。

以上